

## 個人情報に関する開示申請等の規則

社会福祉法人 東北福祉会

(開示等の窓口)

第1条 社会福祉法人東北福祉会（以下「法人」という。）は、利用者（以下「本人」という。）の個人情報に係る事項を担当させるため、法人に個人情報統括管理者、施設事業所拠点（以下、「事業所等」という。）に個人情報管理責任者、各部署に個人情報管理者を設置します。

2 法人の保有する保有個人データの本人または代理人が行う当該保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等及び利用停止等の各申請（以下「開示申請等」という。）、相談・苦情への対応のために、事業所等の個人情報管理責任者の下に事業所等に個人情報相談窓口（以下「窓口」という。）を置きます。

3 各施設・事業所の窓口の代表電話番号、代表ファクシミリ番号及び専用電子メールアドレスは、下記のとおりです。

施設・事業所名	電話番号	F A X 番号	専用電子メールアドレス
法人本部	022-303-0086	022-208-7600	kaiji_jimukyoku@sendan.or.jp
せんだんの杜	022-277-1122	022-719-0688	kaiji_mori@sendan.or.jp
せんだんの杜ものう	0225-76-5325	0225-76-2853	kaiji_monou@sendan.or.jp
せんだんの里	022-303-7552	022-303-7572	kaiji_sato@sendan.or.jp
認知症介護研究・研修 仙台センター	022-303-7550	022-303-7570	kaiji_dcrc@sendan.or.jp
せんだんの館	022-303-0371	022-277-0732	kaiji_yakata@sendan.or.jp

4 相談窓口の開設時間は、平日午前9時から午後5時といたします。土日祝祭日をご希望の場合は、あらかじめご連絡ください。

(申請の受付)

第2条 本人または代理人からの開示申請等は、開示申請書（様式1-1号、様式1-2号）、利用目的通知申請書（様式2-1号、様式2-2号）、訂正等申請書（様式3-1号、様式3-2号）または利用停止等申請書（様式4-1号、様式4-2号）（以下「開示等申請書」という。）を窓口提出することによって受け付けます。

2 前項の開示等申請書は、来所して窓口へ直接提出、郵送による提出、ファクシミリによる提出、電子メールによる提出のいずれかの方法で行うことができます。

3 窓口における電話での口頭による申請は、原則として受け付けないものとします。ただし、窓口において電話により口頭で申請する旨を告げられた後に、法人から開示等申請書を郵送等で送付し、その後に申請書が提出された場合においてはこの限りではありません。

(本人確認方法)

第3条 第2条第2項に基づく申請に係る本人の確認方法は、原則として次のとおりとします。

(1) 来所の場合

運転免許証、旅券（パスポート）、健康保険の被保険者証または外国人登録者証の原本（やむを得ない理由がある場合は写し）の提示により確認します。

(2) 郵送またはファクシミリの場合

以下のいずれかの方法により確認をいたします。

- ① 運転免許証、旅券（パスポート）、健康保険の被保険者証または外国人登録者証の写し、及び住民票の写しの送付を受ける方法
- ② 運転免許証、旅券（パスポート）、健康保険の被保険者証または外国人登録者証の写しの送付を本人から受けるとともに、これらの写しに記された本人の住所あてに文書を書留郵便により送付する方法

(3) 電子メールの場合

以下のいずれかの方法により確認をいたします。

- ① 運転免許証、旅券（パスポート）、健康保険の被保険者証または外国人登録者証及び住民票をデジタルカメラまたは携帯電話等により撮影することでイメージデータ化したものを電子メールにて送付を受ける方法
- ② 運転免許証、旅券（パスポート）、健康保険の被保険者証または外国人登録者証及び住民票をデジタルカメラまたは携帯電話等により撮影することでイメージデータ化したものを電子メールにて本人から送付を受けるとともに、これらのイメージデータに記された本人の住所あてに文書を書留郵便により送付する方法

2 本人から前項以外の方法による本人確認の希望があった場合、窓口でその方法が本人確認方法として適切であると判断したときは、本人が希望する方法によって本人確認を行います。

(代理人による申請の場合の確認方法)

第4条 第2条第2項に基づく申請が代理人によってなされた場合における、代理人の本人性並びに本人と代理人との関係性を確認する方法は、原則として次のとおりとします。

(1) 来所の場合

- ① 代理人の本人性の確認については、第3条第1項第1号の確認方法を準用します。
- ② 本人と代理人との関係性については、戸籍謄本等で確認します。
- ③ 成年被後見人の法定代理人であるときは、後見開始の審判書または成年後見登記事項証明書で確認をします。
- ④ 代理人が任意代理人であるときは、委任状及び印鑑登録証明書で確認をします。ただし代理人が弁護士、司法書士、行政書士等その業務上委任を受けて代理人となる資格を有する者（以下「資格者」という。）であるときは、当該資格を証明する資料（身分証明書、登録番号、職印に係る印鑑登録証明書等）で確認をします。

(2) 郵送またはファクシミリの場合

- ① 代理人の本人性の確認については、第3条第1項第2号の①の確認方法を準用します。
- ② 本人と代理人の関係性については、戸籍謄本等で確認します。
- ③ 成年被後見人の法定代理人であるときは、後見開始の審判書または成年後見登記事項証明書の写しの送付をしていただいで確認をします。
- ④ 代理人が任意代理人であるときは、委任状及び印鑑登録証明書の写しの送付をしていただいで確認をします。

ただし代理人が資格者であるときは当該資格を証明する資料（身分証明書、登録番号、職印に係る印鑑登録証明書等）の写しを送付していただいで確認をします。

(3) 電子メールの場合

- ① 代理人の本人性の確認については、第3条第1項第3号の①の確認方法を準用します。
- ② 本人と代理人の関係性については、戸籍謄本等で確認します。
- ③ 成年被後見人の法定代理人であるときは、後見開始の審判書または成年後見登記事項証明書をデジタルカメラまたは携帯電話等により撮影することでイメージデータ化したものを電子メールにて送付をしていただいで確認をします。

④ 代理人が任意代理人であるときは、委任状及び印鑑登録証明書をデジタルカメラまたは携帯電話等により撮影することでイメージデータ化したものを電子メールにて送付をしていただいで確認をします。

ただし、代理人が資格者であるときは当該資格を証明する資料（身分証明書、登録番号、職印に係る印鑑登録証明書等）の写しを送付していただいで確認をします。

2 代理人から前項以外の方法による代理人の本人性及びに代理権限確認の希望があった場合は、窓口がその方法が確認方法として適切であると判断した場合は、当該希望のあった方法により確認を行うことができます。

（死者の保有個人データに係る開示申請等）

第5条 死者の相続人等により、死者の保有個人データの開示申請等がなされた場合には、窓口は申請者の本人性を確認するとともに、申請者に対して死者と申請者との関係性を明らかにしていただきます。そのために戸籍謄本等の書面及び死者の保有個人データの開示等を求める必要性についての説明を求めるとともに、その必要性を根拠づける資料等の提出、送付を求めることができます。

（開示等申請書の記載事項等）

第6条 開示等申請書には、次に掲げる事項を記載する欄を設けます。

(1) 申請者（本人または代理人）の氏名、住所または居所、電話番号（または連絡先）

(2) 開示申請等に係る保有個人データを特定するに足りる事項

(3) 申請者が代理人の場合は、本人の氏名、住所または居所、電話番号とその関係性

(4) 申請者の本人性の確認方法をチェックする欄

(5) 申請者が代理人の場合は、代理人の権限及び資格の確認方法をチェックする欄

(6) 死者の保有個人データの開示申請等の場合における、死者と申請者の関係の確認方法をチェックする欄及び申請の必要性

(7) 訂正等申請の場合における訂正、追加または削除の別並びに訂正等項目、訂正等をすべき内容及び訂正等をすべき理由

(8) 利用停止等申請の場合における利用の停止、消去または第三者への提供の停止の別並びに利用停止等を求める根拠（※）またはその理由

※ 保有個人データが個人情報保護法第16条の規定に違反して取り扱われている（目的用）、同法第17条の規定に違反して偽りその他不正の手段により取得された、または同法第23条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという根拠

2 開示等申請書に記載事項漏れ、保有個人データの不特定など形式上の不備があった場合、法人は相当期間を定めて訂正を求めるとともに、受け付けをしない場合があります。

3 開示申請等に係る保有個人データを特定するに足りる事項の記載に当たっては、窓口は申請者からの相談に応じ、または申請者に対して当該保有個人データの特定もしくは探索のための情報の提供を行うなどにより、開示申請等が円滑に行われるよう努めるようにします。

4 訂正等申請がなされた場合において、窓口は申請者に対して次のことを求める場合があります。

① 訂正等申請書に記載されている訂正等をすべき理由及び訂正等をすべき内容を根拠づける資料の提出、送付。

② 訂正等を求める保有個人データの内容が事実と反している、または訂正等後の保有個人データの内容が事実と合致することを根拠づける資料等の提出、送付。

ただし、窓口は当該資料等の提出等に当たっては、申請者に負担とならないよう配慮するものとし、どのような資料等を提出すればよいかについて、適宜、申請者に説明をします。

5 利用停止等申請がなされた場合において、窓口は申請者に対して、利用停止等申請書に記載されている利用停止等を求める根拠及び理由に係る資料等の提出、送付または送信を求めるものとしま

す。ただし、窓口は当該資料等の提出等に当たっては、申請者に負担とならないよう配慮し、どのような資料等を提出すればよいかについて、適宜、申請者に説明をします。

- 6 開示等申請書の記載内容に不明な点があった場合、窓口は申請者の相談に応じ、または申請者から口頭等による聴き取り、確認を行い、または記載内容を明確にするために参考となる情報を提供するなどして、開示申請等が円滑に行われるよう努めるものとします。

(開示申請等に対する法人内の判断経路等)

第7条 開示申請等は、すべて一旦、窓口において受け付けます。

- 2 窓口は、開示申請等があったことを、直ちに保有個人データを保管管理している担当部署に連絡をします。
- 3 窓口は、第3条に基づく本人及び代理人の本人性の確認並びに代理人の権限及び関係性の確認をして、第6条第2項ないし第6条第6項に基づき開示等申請書の記載内容及び資料等に不備のないことを確認した後、直ちに開示等申請書及び資料等の全てを担当部署に引き渡します。
- 4 その際、窓口は開示申請等が来所、郵送またはファクシミリもしくは電子メールでなされた場合は、必ず開示等申請書及び資料等の写しを取り、保管をします。
- 5 開示申請等に対して開示等をするか否か、その範囲に関する判断は、まず担当部署において行い、窓口と協議して判断します。開示等に当たっては、法人の個人情報統括管理者または事業所等の個人情報管理責任者の承認を得るものとします。

(保有個人データの利用目的の通知申請への対応)

第8条 利用目的通知申請書により利用目的の通知の申請があったとき、担当部署等における検討結果に基づき、法人の個人情報統括管理者または事業所等の個人情報管理責任者の承認を得てから、申請者に対して「利用目的に関する通知書」(様式6号)により、第12条に定める期間内に、窓口を通じて利用目的を通知いたします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 個人情報保護法第24条第1項に基づき行った措置(全ての保有個人データの利用目的を、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置いたこと)により、申請に係る利用目的が明らかな場合
- (2) 利用目的を本人に通知することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

例えば、利用者の状況等について、家族や利用者の関係者が介護サービス従事者に情報提供を行っている場合に、これらの者の同意を得ずに利用者自身に当該情報を提供することにより、利用者と家族や利用者の関係者との人間関係が悪化するなど、これらの者の利益を害するおそれがある場合。(厚生労働省ガイドラインより)

- (3) 利用目的を本人に通知することにより、当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

例えば、利用者に身体状況を十分説明したとしても、利用者本人に重大な心理的影響を与え、その後の介護サービス提供に悪影響を及ぼす場合。(厚生労働省ガイドラインより)

- (4) 国の機関または地方公共団体が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

- 2 法人の個人情報統括管理者及び事業所等の個人情報管理責任者が前条ただし書きの規定により、申請に係る保有個人データの利用目的を通知しない旨の判断をしたときは、窓口は「利用目的に関する通知書」により、申請者に対し、第12条に定める期間内に、申請者の選択した方法で通知しない旨とともに、前条ただし書きのいずれに該当するかなど通知しない理由を記載して、通知しま

す。

- 3 窓口は、第14条第1項第1号で定める手数料の支払いが、利用目的通知申請の受け付けの日の翌日から起算して7日以内に支払われないときは、利用目的の通知を拒否することができます。

(開示申請への対応)

第9条 開示申請書により開示申請があったときは、窓口は担当部署等で検討をし、その結果に基づいて法人の個人情報統括管理者または事業所等の個人情報管理責任者の承認を得た後に、「開示に関する通知書」(様式5号)により、申請者に対して、第12条に定める期間内に、開示いたします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しない場合があります。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

例えば、本人の権利利益を害するおそれがある場合とは、医療機関等において、病名等を開示することで、本人の心身状況を悪化させるおそれがある場合(患者が不治の病にかかっていることを開示することにより、患者本人に回復困難な精神的苦痛を与えたり、病状を悪化させたりするおそれがある場合)などをいいます。(経済産業省ガイドライン)

また、第三者の権利利益を害するおそれがある場合とは、本人に関する情報の中に第三者(本人または開示申請を受けている個人情報取扱事業者以外の者)の情報が含まれており、開示することで第三者にとって不利益となる場合が想定されます。例えば、家族・親族等及び第三者のプライバシーに関する情報が含まれている場合などです。

- (2) 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

例えば、法人に関わる信用上不利益を与える内部情報を開示することにより、当該個人情報取扱事業者の事業の遂行に著しい不利益を与えるおそれがある場合などをいいます。

- (3) 他の法令に違反することとなる場合

例えば、本人が識別できる保有個人データと、第三者が識別できる保有個人データが一体化あるいは混在しているため、開示することで当該第三者の秘密との関係で刑法第134条(秘密漏示罪)に抵触するような場合などをいいます。

(訂正等申請への対応)

第10条 訂正等申請書により訂正等申請があったときは、窓口は担当部署等で検討をし、訂正等に係る保有個人データが「事実」でないことが判明した場合は、法人の個人情報統括責任者または事業所の個人情報管理責任者の承認を得た後に、「訂正等に関する通知書」(様式7号)により、申請者に対し、第12条に定める期間内に、具体的な訂正等の内容を通知いたします。ただし、前条の第1号から第3項のいずれかに該当する場合は、その全部または一部の訂正等をしない場合があります。

- 2 法人が、申請に係る保有個人データの全部または一部について、訂正等を行わないと決定をしたときは、窓口は「訂正等に関する通知書」により、申請者に対して第12条に定める期間内に、通知するものとします。
- 3 申請に係る保有個人データの全部または一部を訂正等しない旨及び一部を訂正等する場合は、窓口はその部分について具体的な訂正等の内容を記載するとともに、訂正等しない部分について、「事実」に合致しているまたは前条ただし書きのいずれかに該当するなど訂正等しない理由を記載して通知します。

(利用停止等申請への対応)

第11条 利用停止等申請書により利用停止等申請があったとき、窓口は担当部署等において検討をし、結果に基づき個人情報保護法第16条第1項、第17条または第23条第1項に違反することが判明した場合は、法人の個人情報統括管理者及び事業所等の個人情報管理責任者の承認を得てから、「利用停止等に関する通知書」（様式8号）により、申請者に対して第12条に定める期間内に、具体的な利用停止等の措置の内容について通知します。

2 利用停止等を行うか否かの判断をするに当たっては、原則として利用停止等を申請された保有個人データについて個人情報保護法第16条第1項、第17条または第23条第1項の違反があったかどうかについて、申請者が提出等をした資料等も参考にしながら、遅滞なく必要な調査を行い、その調査結果に基づき判断をするものとします。

3 利用停止等の措置をとることについて、多額の費用を要することその他利用停止等の措置をとることが困難であると判断したときは、しかるべき救済措置あるいは賠償するなどの代替的措置を検討します。

4 法人が、申請に係る保有個人データの全部または一部について利用停止等を行わないとする決定または前項に定める代替的措置を講じるとする決定をしたときは、窓口は「利用停止等に関する通知書」により、申請者に対し、第12条に定める期間内に、通知するものとします。

5 利用停止等の方法に係る具体的内容については、次のとおりとします。

(1) 保有個人データがコンピュータによりデータベース化されている場合は、法人またはデータベース化を委託している個人情報取扱事業者が、端末を操作して当該保有個人データをデータベースから消去し、個人識別性を消滅させる措置をとり、当該保有個人データに個人情報取扱事業者または提供先の第三者がアクセスできないような措置をとります。また必要に応じて、個人情報取扱事業者と第三者との間の情報提供に係る契約、取り決め等を解約するなどの対応を行うこととします。

(2) 保有個人データが書面等の場合は、当該保有個人データが記載されている書面等を廃棄し、第三者に提供していた書面等を全て回収します。また第三者に当該書面等を使用しないように確約させるものとします。さらに必要に応じて、個人情報取扱事業者と第三者との間の情報提供に係る契約、取り決め等を解約するなどの対応を行うこととします。

(開示等決定等の期限)

第12条 第9条ないし第11条の開示等に係る申請者に対する通知は、窓口は開示等申請書を受け付けた日の翌日から起算して30日以内に行うこととします。ただし、第6条第2項の規定により訂正を求めた場合に、当該訂正に要した日数または第6条第6項の規定により開示等申請書の記載内容を明確にするために要した日数は、当該期間に算入しないこととします。

2 前項の規定に関わらず、法人は事務処理上の困難その他正当な理由があるとして、前項に定める期間の延長の希望が出されたときは、直ちにその適否を判断します。期間の延長が適切であると認めるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができることとします。この場合において、窓口は申請者に対して遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を通知します。

3 窓口は、担当部署等において開示等に係る判断、決定に特に長期間を要するため、前二項の規定にかかわらず、期間の延長の希望が出されたときは、法人の個人情報統括管理者及び事業所等の個人情報管理責任者は直ちにその適否を判断します。適切であると認めるときは、担当部署等は相当の期間内に開示等に係る判断、決定を行い、窓口はその後すみやかに申請者に対する開示等に係る通知を行うこととします。この場合において、窓口は申請者に対して、前二項に規定する期間内に、前二項の規定にかかわらず期間の延長を行う理由及び開示等に係る通知を行う期限を通知します。

(死者の保有個人データに係る開示申請等の拒否)

第13条 死者の相続人等により、死者の保有個人データの開示申請等がなされた場合、第5条第1項に基づきなされた、申請者からの死者の保有個人データの開示等を求める必要性の説明及びこれ

を根拠づける資料等の提出あるいは送付を求めることができます。検討した結果、当該死者の保有個人データが、申請者に関する保有個人データではないと認めるときは、開示等を拒否することができるものとします。

- 2 取得後6ヵ月以内に消去（更新は含みません）することとされている個人データの開示申請等がなされた場合は「保有個人データ」に該当しないので、その旨を申請者に通知して、開示申請等を拒否することになります。

（手数料）

第14条 利用目的の通知申請または開示申請をする者から徴収する手数料の額は、次のとおりとします。

- （1）利用目的の通知に係る手数料  
利用目的の通知1件につき 500円（定額）
- （2）開示申請に係る手数料  
開示申請1件につき 500円（定額）
- （3）開示実施手数料

第1号及び第2号に規定する手数料に加え、開示実施の方法に応じてかかる手数料は別表1のとおりです。

- 2 前項の手数料の徴収は、第1号については、第8条第3項に定める期間内に、第2号及び第3号の手数料は、開示の実施終了後に、現金または現金書留、金融機関への振込みによる支払いの方法で徴収するものとします。

（開示等申請書書式の公表等）

第15条 法人は、第2条及び第4条ないし第6条に定める開示等申請書の書式その他の開示申請等の方式、第3条及び第4条に定める本人及び代理人の本人性確認方法、代理人権限の確認方法並びに第14条に定める手数料の額及びその徴収方法を、法人の施設内に常時掲示します。保有個人データについて、本人から法人に問い合わせがあれば、窓口はすみやかに回答するものとします。

（相談・苦情）

第16条 個人情報の取扱いに関する相談・苦情の受付（開示等に係る法人の措置に対する申請者からの不服の申立の受け付けを含む）及びその対応については、第1条第2項及び第3項に定める事業所の個人情報相談窓口が担当し、窓口の開設時間は、第1条第4項のとおりといたします。

（施行）

第17条 本規則は平成27年12月20日に制定し、平成28年 1月13日から施行する。

(別表1)

## 本規則第14条各号の規定に基づく手数料

種類	通知または開示の実施の方法		通知または開示実施手数料の額	
文書または 図画	閲覧	当該文書または 図画等の閲覧	法第14条第1号または第2号に規定 する手数料とする	
	写しの交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該文書または 図画を複写機に より適切な用紙 に複写したもの の交付</li> <li>・ 当該文書または 図画をスキャナ ーにより読み取 ってできた電磁 的記録をCD-R もしくはDVD-R に複写したもの の交付</li> <li>・ 写真等の画像デ ータをCD-R もしくはDVD -Rに複写した ものの交付</li> <li>・ 当該文書または 図画をスキャナ ーにより読み取 ってできた電磁 的記録もしくは 写真等の画像デ ータ等の電子メ ールによる交付</li> <li>・ 写真等ご画像デ ータを写真用紙 に印画したもの の交付</li> </ul>	写機により適 切な用紙に複写 したものの交付	用紙1枚につき10円
			写機により適 切な用紙にカラ ーで複写したも のの交付	用紙1枚につき50円
			スキャナーに より読み取って できた電磁的記 録をCD-Rに 複写したものの 交付	CD-R1枚につき 100円に当該文書ま たは図画1ファイルご とに50円を加えた額
			スキャナーに より読み取って できた電磁的記 録をDVD-R に複写したもの の交付	DVD-R1枚につ き100円に当該文書 または図画1ファイル ごとに50円を加えた 額
			スキャナーに より読み取って できた電磁的記 録の電子メール による交付	図画1ファイルごと に50円を加えた額 (ただし、1メガバイ トをデータ送信の1件 当たりの上限単位とす る)
			写真等の画像 データをCD-R に複写したもの の交付	CD-R1枚につき 100円に写真等の画 像データ1枚ごとに5 0円を加えた額
			写真等の画像 データをDVD -Rに複写した ものの交付	DVD-R1枚につ き100円に写真等の 画像データ1枚ごとに 50円を加えた額
			写真等の画像 データの電子メ ールによる交付	写真等の画像デー タ1枚ごとに50円を加 えた額(ただし、1メ ガバイトをデータ送信



				の1件当たりの上限単位とする)
			写真フィルムを写真用紙に印刷したものの交付	L判(89mm×127mm) 1枚につき100円
送料等	通知または開示を郵送等による方法にてご希望される場合は、送料実費をご負担いただきます。			

(別表2)

本規則第3条第2項及び第4条第2項に規定する本人確認または代理人の本人性並びに代理権限確認について、第3条第1項各号及び第4条各号に規定する方法によらない場合の本人確認書類は下記にある内容を参考とする。

#### 1. 本人確認書類

- 1) 共済組合員証
- 2) 国民年金手帳、厚生年金手帳または船員保険年金手帳
- 3) 共済組合年金手帳
- 4) 船員手帳
- 5) 恩給等の証書
- 6) 戦傷病者手帳
- 7) 印鑑登録証明書及び登録印鑑
- 8) その他、本人であることを示す書類として適当と認めるもの

#### 2. 第3条第1項各号及び第4条各号に規定する方法によらない場合の本人確認の方法

- 1) 本人確認書類のうち、写真の貼付された書類を含む2種類とする。
- 2) 本人確認は住所と氏名の記載があり、写真が貼付された書類にて本人確認を行うが、この場合、いずれか一方の書類については氏名の記載があればよいものとする。
- 3) 写真の貼付された書類を所有しない方は、それ以外の2種類の書類でも可とする。
- 4) 写真の貼付された書類以外で本人確認を行う場合は、住所と氏名の記載のある2種類の書類をもって本人確認を行う。
- 5) 郵送またはファクシミリもしくは電子メールの場合についても、同様の書類をもって確認する。